

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 交付金の配分基準について

3 畜 産 第 1342 号
令 和 3 年 12 月 24 日
農林水産省畜産局長 通知

制 定 令和3年12月24日付け3畜産第1342号
最終改正 令和6年12月18日付け6畜産第2262号

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業については、先に食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 都道府県配分額の算定

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1の事業内容欄に定める取組のうち、要綱第11及び食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和5年3月31日付け4畜産第2810号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の事業内容欄に定める取組のうち、交付等要綱第13第1項に定める交付決定を受けた事業実施計画であって、事業実施期間が複数年の事業実施計画の2年度目以降の実施に要する継続要望額（食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）の別紙様式第3号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の5の事業費の内訳の交付金の額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

ただし、要綱第11に定める交付決定を受けた事業実施計画のうち次に掲げる事業実施計画については、上記にはよらず、以下の第2項により配分するものとする。

ア 前年度に別表3に基づきポイントを加算したものの、事業申請時までにその内容を満たしたと認められない事業実施計画

イ 施設整備を伴う、事業実施期間が複数年の事業であって、初年度の取組内容を実施設計（要綱別表1の事業内容欄の4に係るものは除く）、要綱別表1の事業内容欄の1の（1）のみ又は2の（1）のみとしている事業実施計画

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

- （1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表1から別表4までにに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に新規要望額（都道府県計画の1の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

なお、前項のただし書のアにより算定する事業実施計画については、要望額から2割を減じて配分するものとする。

(2) 事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。）及び乳製品加工施設（生乳を受け入れ乳製品を製造する需給調整施設を指し、同施設の敷地内に整備され一体的に運用する乳製品高次加工施設を含む。）の整備の取組にあつては、1年度当たり30億円

イ アに掲げる以外の取組にあつては、1年度当たり25億円

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の3の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。

(5) 都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては要綱別表1の事業内容の欄に掲げる1、2及び3の事業は畜産局長、4、5及び6の事業は北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の配分への反映

要綱第23の7に基づく評価結果の交付金の配分への反映は、次に掲げるとおり行うものとする。

都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（以下「達成度」という。）を算定し、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望される全ての事業実施計画に反映させるものとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事情がある場合を除く。

この規程において、都道府県別の成果目標の達成率は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

達成度	ポイント
80%	0ポイント
75%以上80%未満	－1ポイント
70%以上75%未満	－2ポイント
65%以上70%未満	－3ポイント

60%以上65%未満	－ 4 ポイント
60%未満	－ 5 ポイント

第3 前々年度不用額の配分への反映

- 1 前々年度の都道府県における交付金の不用額率について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望される全ての事業実施計画に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事態により生じた不用額は、適用しない。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5 %未満	0 ポイント
5 %以上10%未満	－ 1 ポイント
10%以上	－ 2 ポイント

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分の交付金に反映させた事業実施計画においては、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別事業の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 1による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 1による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年12月18日から施行する。
- 2 1 による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1

メニューごとに整備する施設は、次のとおりとし、類別欄に定める番号ごとに達成すべき成果目標基準、ポイント等は、別表 2 のとおりとする。

メニュー	施設	類別									
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	食 肉 処 理 施 設	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6	A 7	A 8		
食肉処理基幹施設整備事業	食 肉 処 理 施 設	B 1	B 2	B 3	B 4	B 5	B 6	B 7			
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	食 肉 処 理 施 設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 7	C 8	C 9	
	食 鳥 処 理 施 設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 1 0	C 1 1	C 1 2	
	鶏 卵 処 理 施 設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 1 3	C 1 4	C 1 5	C 1 6
	乳 業 施 設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 1 7	C 1 8		
	畜 産 物 加 工 施 設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6				
生乳需給調整基幹施設整備事業	乳 製 品 加 工 施 設	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 6	D 7	D 8	D 9	
家畜市場再編整備支援事業	家 畜 市 場	E 1	E 2	E 3	E 4	E 5	E 6	E 7	E 8	E 9	
肉骨粉利用促進事業	レ ン ダ リ ン グ 施 設	F 1	F 2	F 3	F 4	F 5	F 6				

- (注) 1：食肉流通構造高度化・輸出拡大事業については、食肉処理施設の再編を図るものについては、類別 A 1 から A 5 の 5 つを、再編に準じるものについては、類別 A 2 から A 5 の 4 つを必須とし、A 6 から A 8 の中から最大 2 つ選択できるものとし、最大で合計 7 つの成果目標を立てるものとする。
- なお、食肉処理施設の再編に準じるものは、都道府県知事が「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱」（平成 6 年 6 月 23 日 6 畜 A1463 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の（1）の規定に基づいて作成する食肉流通合理化計画において、その整備後の処理頭数に占める当該都道府県産の割合等に鑑みて地域の基幹的施設として特に重点的整備が必要な施設として位置づけられており、かつ、当該計画において、地理的事情等により当該都道府県内における再編合理化を行うことが困難である理由が明記されているものの整備をいう。
- 2：食肉処理基幹施設整備事業については類別 B 1，B 2 及び B 3 を必須とし、新たに食肉処理施設を整備する場合は B 4，B 6 及び B 7 から最大 2 つを、旧施設の廃棄を伴う場合は、B 4，B 5，B 6 及び B 7 から最大 2 つを選択できるものとし、最大で合計 5 つの成果目標を立てるものとする。
- 3：輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業については、各施設に応じて類別 C 1 又は C 2 から 1 つ、C 3 又は C 4 から 1 つ、C 5 及び C 6 の 4 つを必須とし、C 7 から C18 までの中から最大 2 つ選択できるものとし、最大で合計 6 つの成果目標を立てるものとする。
- 4：生乳需給調整基幹施設整備事業については、D 1 を必須とし、D 2 から D 9 までの中から最大 4 つ選択できるものとし、最大で合計 5 つの成果目標を立てるものとする。
- なお、新たな法人によって施設を新設する場合は、旧法人の乳製品加工施設のうち 1 つの値を代表値として現況値ポイントに用いることができる。
- 5：家畜市場再編整備事業については、類別 E 1 から E 3 の 3 つを必須とし、最大で合計 7 つの成果目標を立てるものとする。
- 6：肉骨粉利用促進事業については、類別 F 1 から F 3 の 3 つを必須とし、F 4 から F 6 の中から最大 2 つ選択できるものとし、最大で合計 5 つの成果目標を立てるものとする。

別表 2

畜種等	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
牛肉、豚肉	A 1	・（要領別記 1 第 4 の 1 に定める）策定済、または策定予定のコンソーシアム計画に基づき、食肉流通の高度化のための処理施設の再編を図ること ・・・30 ポイント	
牛肉、豚肉	A 2	・稼働率をおおむね 90%以上とし、再編等施設整備前からの稼働率（稼働率＝1 日当たりの平均処理頭数（牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）／1 日当たりの処理能力（肥育豚換算））の上昇率が、 20.0%以上・・・5 ポイント 15.0%以上・・・4 ポイント 10.0%以上・・・3 ポイント 5.0%以上・・・2 ポイント 5.0%未満・・・1 ポイント	・事業を実施する食肉処理施設の 1 日当たりの平均処理頭数が 560 頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245 日）） 1,120 頭以上・・・5 ポイント 980 頭以上・・・4 ポイント 840 頭以上・・・3 ポイント 700 頭以上・・・2 ポイント 560 頭以上・・・1 ポイント
牛肉、豚肉	A 3	・1 頭当たりの食肉処理加工コストを、牛肉の場合は 10%以上、豚肉の場合は 20%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 【牛肉】 20.0%以上・・・5 ポイント 17.5%以上・・・4 ポイント 15.0%以上・・・3 ポイント 12.5%以上・・・2 ポイント 10.0%以上・・・1 ポイント 【豚肉】 30.0%以上・・・5 ポイント 27.5%以上・・・4 ポイント 25.0%以上・・・3 ポイント 22.5%以上・・・2 ポイント 20%以上・・・1 ポイント	・1 頭当たりの食肉処理加工コスト。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 21,600 円以下・・・5 ポイント 22,950 円以下・・・4 ポイント 24,300 円以下・・・3 ポイント 25,650 円以下・・・2 ポイント 27,000 円以下・・・1 ポイント 2 豚の場合 2,400 円以下・・・5 ポイント 2,550 円以下・・・4 ポイント 2,700 円以下・・・3 ポイント 2,850 円以下・・・2 ポイント 3,000 円以下・・・1 ポイント
牛肉、豚肉	A 4	・整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 30 戸以上・・・5 ポイント 15 戸以上・・・3 ポイント 5 戸以上・・・1 ポイント	・施設整備実施前の受益農家数。 20 戸以上・・・5 ポイント 10 戸以上・・・3 ポイント 5 戸以上・・・1 ポイント
牛肉、豚肉	A 5	・①から③のいずれかにより、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。これとは別に、和牛を扱う施設にあっては、④に取り組むこと。 ① 輸向向け出荷量について、5 %以上増加すること 25%以上・・・5 ポイント 20%以上・・・4 ポイント 15%以上・・・3 ポイント 10%以上・・・2 ポイント 5 %以上・・・1 ポイント ② 新規の取組又は直近の輸出実績がない場合には、輸出	・以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①以下から、合計 5 ポイントまでを選択できるものとする。 ・直近 3 年間継続して輸出実績がある・・・2 ポイント ・直近 3 年間の輸出額の平均 1 億円以上・・・3 ポイント 5 千万円以上・・・2 ポイント 1 千万円以上・・・1 ポイント ②以下のいずれかを選択できるものとする。 ・G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員である・・・1 ポイント ・輸出関係のセミナーに参加したことがある

		向けの年間出荷量 4 トン以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3 トン以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 トン以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 トン以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 トン未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント ③ 豚については、豚熱の発生等により豚肉輸出が可能でない場合であって、 国内の豚熱が清浄化した際には、速やかに豚肉の輸出に取り組む計画であること・・・・・・・・ 1 ポイント ※都道府県畜産主務課長の副申を要するものとする。 ④ 輸出に仕向ける和牛の頭数を食肉処理施設全体の和牛処理頭数で除した割合が 10%以上となること ・・・・・・・・ 5 ポイント 加えて、 ・ 上記①②の場合、精肉等製品を輸出する計画 ・・・・・・・・ 3 ポイント ・ 上記③の場合、国内の豚熱の清浄化した際には、速やかに豚精肉等製品の輸出を開始する計画 ・・・・・・・・ 3 ポイント	・・・・・・・・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	A 6	・ 以下の①から②のうち 1 つを選択できるものとする。 ① 目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額（両畜種を取り扱う施設にあっては、両畜種の輸出累計額の合計額）を補助金額で除した割合 （①＝目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額／補助金額） 120%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 115%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 110%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ② 輸出額（又は輸出量）を輸出施設の取扱額（又は取扱量）で除した割合（両畜種を取り扱う施設にあっては、畜種ごとに算出した両畜種のポイントを合計し、5 ポイントを上限として加算する） （②＝輸出額（又は輸出量）／取扱額（又は取扱量）） 9 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
牛肉、豚肉	A 7	・ 以下の①から⑩までに該当するもの全てを選択し加算できるものとする。 ただし、ポイントの合計は 10 ポイントを上限とする。 ①H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・・・・・・ 1 ポイント ②「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙に定められた、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の動物福祉に関する基準に適合していること ・・・・・・・・ 1 ポイント ③上記の①及び②までの認定等を要さない輸出先国への出	・ 以下の①から⑥までの中から 1 つを選択するものとする。 ①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・ 5 ポイント ②H A C C P 等認定を取得していること・・・・・・・・ 4 ポイント ③ハラール認証を取得していること・・・・・・・・ 4 ポイント ④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・ 3 ポイント ⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・ 2 ポイント ⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・ 1 ポイント

		荷体制を整備すること・・・・・・・・・・1ポイント ④施設整備により輸出先国に重点国を追加すること（英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU等」という。）に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EU等を1か国としてカウントする。以下同じ。） ・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント <table><tr><td>品目</td><td>重点国</td></tr><tr><td>牛肉</td><td>香港、台湾、米国、EU等</td></tr><tr><td>豚肉</td><td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td></tr></table> ⑤施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑥輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・・1ポイント ⑦有機 JAS 認証食肉を取り扱うこと・・・・・・・・1ポイント ⑧GAP 認証食肉を取り扱うこと・・・・・・・・1ポイント ⑨食肉処理工程に自動化機械等を導入すること ・・・・・・・・1ポイント ⑩デジタル技術等を活用し、生産者又は実需者等が生産性・収益性を向上するのに必要な情報を活用すること ・・・・・・・・1ポイント ※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	品目	重点国	牛肉	香港、台湾、米国、EU等	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	
品目	重点国								
牛肉	香港、台湾、米国、EU等								
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾								
牛肉、豚肉	A 8	・県内1か所の食肉処理施設について、他県の食肉処理施設との再編合理化を図ること ・・・・・・・・5ポイント							
牛肉、豚肉	B 1	・（要領別記2第4の1に定める）策定済、または策定予定のコンソーシアム計画に基づき、食肉流通の高度化のための基幹施設を整備すること ・・・・・・・・30ポイント							
牛肉、豚肉	B 2	・整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 100戸以上・・・・・・・・20ポイント 75戸以上・・・・・・・・15ポイント 60戸以上・・・・・・・・10ポイント 45戸以上・・・・・・・・8ポイント 30戸以上・・・・・・・・6ポイント 15戸以上・・・・・・・・4ポイント 5戸以上・・・・・・・・2ポイント	・施設整備実施前の受益農家数。 20戸以上・・・・・・・・5ポイント 10戸以上・・・・・・・・3ポイント 5戸以上・・・・・・・・1ポイント						
牛肉、豚肉	B 3	・稼働率をおおむね90%以上とし、施設整備前からの稼働率（稼働率＝1日当たりの平均処理頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）／1日当たりの処理能力（肥育豚換算））の上昇率が、 20.0%以上・・・・・・・・10ポイント 15.0%以上・・・・・・・・8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・4ポイント 5.0%未満・・・・・・・・2ポイント 又は、	・事業を実施する食肉処理施設の1日当たりの平均処理頭数が560頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,120頭以上・・・・・・・・5ポイント 980頭以上・・・・・・・・4ポイント 840頭以上・・・・・・・・3ポイント 700頭以上・・・・・・・・2ポイント 560頭以上・・・・・・・・1ポイント						

		・新たに食肉処理施設を整備する場合であって、整備前の施設を有していない（現況値ポイントが0ポイント）場合は、稼働率をおおむね90%以上にすること・・・・・・2ポイント	
牛肉、豚肉	B 4	・整備後の施設が、所在する都道府県内で最大の処理能力頭数になること。 ・・・・・・5ポイント	
牛肉、豚肉	B 5	・1頭当たりの食肉処理加工コストを、牛肉の場合は10%以上、豚肉の場合は20%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあつては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあつては両畜種のポイントを、10ポイントを上限として加算する。 【牛肉】 20.0%以上・・・・・・10ポイント 17.5%以上・・・・・・8ポイント 15.0%以上・・・・・・6ポイント 12.5%以上・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・2ポイント 【豚肉】 30.0%以上・・・・・・10ポイント 27.5%以上・・・・・・8ポイント 25.0%以上・・・・・・6ポイント 22.5%以上・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・2ポイント	・1頭当たりの食肉処理加工コスト。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあつては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあつては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 21,600 円以下・・・・・・5ポイント 22,950 円以下・・・・・・4ポイント 24,300 円以下・・・・・・3ポイント 25,650 円以下・・・・・・2ポイント 27,000 円以下・・・・・・1ポイント 2 豚の場合 2,400 円以下・・・・・・5ポイント 2,550 円以下・・・・・・4ポイント 2,700 円以下・・・・・・3ポイント 2,850 円以下・・・・・・2ポイント 3,000 円以下・・・・・・1ポイント
牛肉、豚肉	B 6	・1日当たりの平均処理頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加 30%以上・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・2ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあつては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,680 頭以上・・・・・・10ポイント 1,540 頭以上・・・・・・8ポイント 1,400 頭以上・・・・・・6ポイント 1,260 頭以上・・・・・・4ポイント 1,120 頭以上・・・・・・2ポイント	・1日当たりの平均処理頭数が560頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,120 頭以上・・・・・・5ポイント 980 頭以上・・・・・・4ポイント 840 頭以上・・・・・・3ポイント 700 頭以上・・・・・・2ポイント 560 頭以上・・・・・・1ポイント
牛肉、豚肉	B 7	・食肉処理施設の部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあつては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあつては両畜種のポイントを、10ポイントを上限として加算する。 12.5ポイント以上・・・・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・8ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・6ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・4ポイント	・事業を実施する食肉処理施設の部分肉仕向割合。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあつては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあつては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 58.0%以上・・・・・・5ポイント

		2.5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は、 新たに食肉処理施設を整備する場合であって、整備前の施設を有していない（現況値ポイントが 0 ポイント）場合は、食肉処理施設の部分肉仕向割合に応じて、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のパイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のパイントを、20 ポイントを上限として加算する。 1 牛の場合 70.5%以上・・・・・・・・・・ 20 ポイント 68.0%以上・・・・・・・・・・ 18 ポイント 65.5%以上・・・・・・・・・・ 16 ポイント 63.0%以上・・・・・・・・・・ 14 ポイント 60.5%以上・・・・・・・・・・ 12 ポイント 58.0%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 55.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 53.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 50.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 48.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 豚の場合 88.5%以上・・・・・・・・・・ 20 ポイント 86.0%以上・・・・・・・・・・ 18 ポイント 83.5%以上・・・・・・・・・・ 16 ポイント 81.0%以上・・・・・・・・・・ 14 ポイント 78.5%以上・・・・・・・・・・ 12 ポイント 76.0%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 73.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 71.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 68.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 66.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	55.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 53.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 50.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 48.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 豚の場合 76.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 73.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 71.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 68.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 66.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
共通	C 1	- 以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。これとは別に、和牛を扱う施設にあっては、③に取り組むこと。 ①目標年度又は 2030 年度までの期間の輸出累計額がおおむね補助金額に見合う水準となる・・・・・・・・ 5 ポイント ②輸出額（又は輸出量）が輸出施設の取扱額（又は取扱量）に占める割合がおおむね 5 % 以上となる・・・・・・・・ 2 ポイント ③輸出に仕向ける和牛の頭数を食肉処理施設全体の和牛処理頭数で除した割合が 20% 以上となること・・・・・・・・ 5 ポイント 加えて、 （牛肉、豚肉、鶏肉） - 精肉製品、消費者向け小分けパック包装製品等を輸出する場合・・・・・・・・ 3 ポイント （牛肉） - 米国向け輸出を含む取組であること・・・・・・・・ 3 ポイント - E U 等向け輸出を含む取組であること・・・・・・・・ 3 ポイント （豚肉） - タイ向け輸出を含む取組であること・・・・・・・・ 3 ポイント - シンガポール向け輸出を含む取組であること・・・・・・・・ 3 ポイント （鶏肉） - シンガポール向け輸出を含む取組であること・・・・・・・・ 3 ポイント	- 以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①以下から、合わせて合計 5 ポイントまでを選択できるものとする。 - 直近 3 年間継続して輸出実績がある・・・・・・・・ 2 ポイント - 直近 3 年間の輸出額の平均 1 億円以上・・・・・・・・ 3 ポイント 5 千万円以上・・・・・・・・ 2 ポイント 1 千万円以上・・・・・・・・ 1 ポイント ②以下のいずれかを選択できるものとする。 - G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員である・・・・・・・・ 1 ポイント - 輸出関係のセミナーに参加したことがある・・・・・・・・ 1 ポイント

		・ E U等向け輸出を含む取組であること ・ ・ ・ ・ 3 ポイント (鶏卵) ・ 米国向け輸出を含む取組であること ・ ・ ・ ・ 3 ポイント ・ シンガポール向け輸出を含む取組であること ・ ・ ・ ・ 3 ポイント (牛乳乳製品) ・ E U等向け輸出を含む取組であること ・ ・ ・ ・ 3 ポイント	
豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品	C 2	・ 以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①目標年度又は 2030 年度までの期間の輸出累計額が、補助金額のうち施設・設備の耐用年数に対する当該期間の割合で算出した額に見合う水準と概ね同等となる ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ②目標年度又は 2030 年度の輸出額が概ね 2 億円を超える水準となる ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 加えて、 ・ 精肉製品、消費者向け小分けパック包装製品等を輸出する場合 ・ ・ ・ ・ 3 ポイント ただし鶏卵及び牛乳乳製品については、 (鶏卵) ・ 米国及びシンガポール向け輸出の双方を含む取組であること ・ ・ ・ ・ 3 ポイント (牛乳乳製品) ・ E U等向け輸出を含む取組であること ・ ・ ・ ・ 3 ポイント	
共通	C 3	・ 以下の①から②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額（複数畜種を取り扱う施設にあっては、各畜種の輸出累計額の合計額）を補助金額で除した割合 (①＝目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額／補助金額) 120％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 115％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 110％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 105％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 100％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント ②輸出額（又は輸出量）を輸出施設の取扱額（又は取扱量）で除した割合（複数畜種を取り扱う施設にあっては、畜種ごとに算出した各畜種のポイントを合計し、5 ポイントを上限として加算する） (②＝輸出額（又は輸出量）／取扱額（又は取扱量）) 9％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 8％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 7％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 6％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 5％以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント	
豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品	C 4	・ 以下の①から②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額を、補助金額を施設・設備の耐用年数で除して更に当該年数を乗じた額で除した割合 (①＝目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額／補助金額／施設・設備の耐用年数×目標年度又は 2030 年度までの年数)	

		120%以上・・・5ポイント 115%以上・・・4ポイント 110%以上・・・3ポイント 105%以上・・・2ポイント 100%以上・・・1ポイント ②目標年度又は2030年の年間輸出額 3億円以上・・・5ポイント 2.7億円以上・・・4ポイント 2.4億円以上・・・3ポイント 2.2億円以上・・・2ポイント 2億円以上・・・1ポイント													
共通	C 5	・以下の①から⑫までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ①HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・1ポイント ②ハラール認証を取得すること・・・1ポイント ③「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。の別紙に定められた、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の動物福祉に関する基準に適合していること ・・・1ポイント ④上記の①から③までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・1ポイント ⑤HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方 を取得すること・・・1ポイント ⑥施設整備により輸出先国・地域に農林水産物・食品の輸出 拡大実行戦略で定めるターゲット国・地域（輸出可能な国・地域に限る。）を追加すること（EU等）に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EU等を1か国として カウントする。以下同じ。） ・・・（1か国・地域につき）1ポイント <table><tr><th>品目</th><th>ターゲット国・地域</th></tr><tr><td>牛肉</td><td>香港、台湾、米国、EU等</td></tr><tr><td>豚肉</td><td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td></tr><tr><td>鶏肉</td><td>香港、ベトナム、シンガポール、EU等</td></tr><tr><td>鶏卵</td><td>香港、台湾、シンガポール、米国</td></tr><tr><td>牛乳乳製品</td><td>ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ</td></tr></table> ⑦施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表に記載される統計 番号の4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑧輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・1ポイント ⑨有機JAS認証畜産物を取り扱うこと・・・1ポイント ⑩GAP 認証畜産物を取り扱うこと ・・・1ポイント ⑪小売向けと外食向けの双方への輸出を含む取組であること ・・・1ポイント ⑫処理工程に自動化機械等を導入すること ・・・1ポイント ※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果 目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。た	品目	ターゲット国・地域	牛肉	香港、台湾、米国、EU等	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU等	鶏卵	香港、台湾、シンガポール、米国	牛乳乳製品	ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ	・以下の①から⑥までのの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること 又は協議会の構成員であること・・・5ポイント ②HACCP等認定を取得していること・・・4ポイント ③ハラール認証を取得していること・・・4ポイント ④輸出先国における対象品目の市場調査を実施している こと ・・・3ポイント ⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等 に参加したことがあること・・・2ポイント ⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に 関する商談会等に参加したことがあること ・・・1ポイント
品目	ターゲット国・地域														
牛肉	香港、台湾、米国、EU等														
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾														
鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU等														
鶏卵	香港、台湾、シンガポール、米国														
牛乳乳製品	ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ														

		だし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	
共通	C 6	- 整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 30 戸以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15 戸以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 戸以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	- 整備を行う前の施設の受益農家数。 20 戸以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10 戸以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 戸以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	C 7	1 日当たりの平均処理頭数（牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を 10%以上増加 - ただし、離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。以下この類別欄において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における 1 日当たりの平均処理頭数が 560 頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント - なお、既に 1 日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が 1,000 頭以上である場合にあっては、以下の成果目標を選択することができるものとする。 - 稼働率を 70%以上に増加。ただし、現状の稼働率を下回らないこと。 （稼働率＝1 日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）／1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）） 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 78%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 76%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 73%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 又は、 - 新たに取組む場合にあっては 1 日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が 1,120 頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245 日）） 1,680 頭以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1,540 頭以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1,400 頭以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1,260 頭以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1,120 頭以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	1 日当たりの平均処理頭数が 560 頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245 日）） 1,120 頭以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 980 頭以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 840 頭以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 700 頭以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 560 頭以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント - ただし、離島において事業を実施する場合は、1 日当たりの平均処理頭数が 560 頭未満であっても 1 ポイント。また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は 1 日当たり平均処理頭数が 15 頭以上 35 頭以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30 頭以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 25 頭以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20 頭以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 15 頭以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	C 8	1 頭当たりの部分肉処理コストを 5 %以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。	1 頭当たりの部分肉処理コスト。 - ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。

		ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 25%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 21,600 円以下・・・・・・ 5 ポイント 22,950 円以下・・・・・・ 4 ポイント 24,300 円以下・・・・・・ 3 ポイント 25,650 円以下・・・・・・ 2 ポイント 27,000 円以下・・・・・・ 1 ポイント 2 豚の場合 2,400 円以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2,550 円以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2,700 円以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2,850 円以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3,000 円以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	C 9	・食肉処理施設の部分肉仕向割合を 2.5 ポイント以上増加。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 12.5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10.0 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7.5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5.0 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに食肉処理施設を整備する場合であって、整備前の施設を有していない（現況値ポイントが 0 ポイント）場合は、食肉処理施設の部分肉仕向割合に応じて、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、10 ポイントを上限として加算する。 1 牛の場合 70.5%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 68.0%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 65.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 63.0%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 60.5%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 58.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 55.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 53.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 50.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 48.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 豚の場合 88.5%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 86.0%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 83.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 81.0%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 78.5%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 76.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 73.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 71.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 68.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 66.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・事業を実施する食肉処理施設の部分肉仕向割合。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 58.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 55.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 53.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 50.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 48.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 豚の場合 76.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 73.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 71.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 68.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 66.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・ハラル認定の取得に向けた取組を行っている施設であって、牛専用の施設であること・・・・・・ 5 ポイント
鶏肉	C10	・鶏もも肉 1 kg 当たりの販売価格を 1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント	・直近 3 年の鶏もも肉 1 kg の卸売価格の平均と比較して 1.0 %以上 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント

		2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏肉	C11	・受益農家の出荷羽数を1%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・受益農家から事業を実施する食鳥処理施設への出荷羽数が125万羽以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。） 625万羽以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 500万羽以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 375万羽以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 250万羽以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 125万羽以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏肉	C12	・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・生体1kg当たりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%以上低い。 11.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏卵	C13	・鶏卵1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏卵	C14	・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61トン以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 48トン以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 36トン以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 23トン以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏卵	C15	・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減（処理コスト：労務費、包装資材費、水道光熱費、修繕費その他必要な経費を計上） 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 30.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏卵	C16	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下 1.00%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 1.25%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
牛乳乳製品	C17	・乳業施設におけるL L牛乳等や乳製品の販売額を2%以上増加 10%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・事業を実施する乳業施設における牛乳乳製品の販売額に占めるL L牛乳等や乳製品の販売額の割合が20%以上 50%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント

		又は、 ・新たに乳業施設を整備する場合であって整備前の施設を有していない（現況地ポイントが 0 ポイント）場合は、乳業施設における牛乳乳製品の販売額に占める LL 牛乳等や乳製品の販売額を、事業実施初年度及び目標年度で比較した増加に応じて、10 ポイントを上限として加算する。 60%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 58%以上・・・・・・・・・・9 ポイント 56%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 54%以上・・・・・・・・・・7 ポイント 52%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1 ポイント	
牛乳乳製品	C 18	・乳業施設における LL 牛乳等や乳製品の製造コストを 2 % 以上削減 10%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント	・事業を実施する乳業施設における 1 日当たりの LL 牛乳等や乳製品向け生乳処理量が 2 トン以上 100 トン・・・・・・・・・・5 ポイント 40 トン・・・・・・・・・・4 ポイント 20 トン・・・・・・・・・・3 ポイント 10 トン・・・・・・・・・・2 ポイント 2 トン・・・・・・・・・・1 ポイント
乳製品	D 1	・策定済み又は策定予定の生乳需給調整コンソーシアム計画に基づき、生乳需給調整機能の合理化又は高度化のための施設整備を図るものであること ・・・・・・・・・・20 ポイント ただし、生乳需給調整コンソーシアムの構成員が以下の要件のうち、2 つ以上を満たす場合には、20 ポイントを追加できるものとする。 ① 畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 9 条第 1 項に定める第一号対象事業者が 2 事業者以上 ② 都道府県域以上を活動範囲とする生産者団体が 2 団体以上。ただし①を選択している場合には①に該当する者は除く。 ③ 乳製品加工施設が 2 施設以上 ④ 都道府県が事務局として参画	
乳製品	D 2	・広域的な需給調整の実施。ただし、北海道においては、都道府県を総合振興局及び振興局と読み替えるものとする。 9 つ以上の都道府県からの生乳の受け入れ・・10 ポイント 8 つの都道府県からの生乳の受け入れ・・・・8 ポイント 7 つの都道府県からの生乳の受け入れ・・・・6 ポイント 6 つの都道府県からの生乳の受け入れ・・・・4 ポイント 5 つの都道府県からの生乳の受け入れ・・・・2 ポイント	・事業を実施しようとする乳製品加工施設に生乳を出荷する都道府県数。ただし、北海道においては、都道府県を総合振興局又は振興局と読み替えるものとする。 6 つ以上・・・・・・・・・・5 ポイント 5 つ・・・・・・・・・・4 ポイント 4 つ・・・・・・・・・・3 ポイント 3 つ・・・・・・・・・・2 ポイント 2 つ・・・・・・・・・・1 ポイント
乳製品	D 3	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、施設整備実施後の受益農家数 80 戸以上・・・・・・・・・・10 ポイント 70 戸以上・・・・・・・・・・8 ポイント 60 戸以上・・・・・・・・・・6 ポイント 50 戸以上・・・・・・・・・・4 ポイント 40 戸以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、施設整備実施前の受益農家数。 40 戸以上・・・・・・・・・・5 ポイント 30 戸以上・・・・・・・・・・4 ポイント 20 戸以上・・・・・・・・・・3 ポイント 10 戸以上・・・・・・・・・・2 ポイント 5 戸以上・・・・・・・・・・1 ポイント

乳製品	D 4	・施設の整備により、12 月から翌年 1 月までの 1 日当たりの生乳処理数量が 5 %以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、12 月から翌年 1 月までの 1 日当たりの特定乳製品向けの生乳処理数量が 30 トン以上。 50 トン以上・・・・・・・・・・5 ポイント 45 トン以上・・・・・・・・・・4 ポイント 40 トン以上・・・・・・・・・・3 ポイント 35 トン以上・・・・・・・・・・2 ポイント 30 トン以上・・・・・・・・・・1 ポイント
乳製品	D 5	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、乳製品向け生乳処理量が、当該コンソーシアム計画に参画する地域における乳製品処理量に占める割合 80%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、当該施設における乳製品向け生乳処理量が、当該コンソーシアム計画に参画する地域における乳製品向け生乳処理量に占める割合 60%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 55%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
乳製品	D 6	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、乳製品処理量に占める以下の乳製品の割合 以下の乳製品とは、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 2 条第 2 号における加工原料乳のうち、クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く乳製品をいう。 100%・・・・・・・・・・10 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、加工施設のうち 1 つの施設における乳製品処理量に占める以下の乳製品の割合 以下の乳製品とは、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 2 条第 2 号における加工原料乳のうち、クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く乳製品をいう。 60%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
乳製品	D 7	・乳製品の販売額（アイスクリーム、発酵乳等含む）を 2 %以上増加 10%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、販売額に占める乳製品（アイスクリーム、発酵乳等含む）の販売額の割合が 20%以上 50%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
乳製品	D 8	・以下の①から②のうち 1 つを選択できるものとする。 ① 施設の整備により 1 日当たりの乳製品の製造量（アイスクリーム、発酵乳等含む）が 5 %以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント ② 乳製品の製造コスト（アイスクリーム、発酵乳等含む）を 2 %以上削減 10%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、12 月から翌年 1 月までの 1 日当たりの乳製品の製造量（アイスクリーム、発酵乳等含む）が 5.5 トン以上。 7.5 トン以上・・・・・・・・・・5 ポイント 7.0 トン以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6.5 トン以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6.0 トン以上・・・・・・・・・・2 ポイント 5.5 トン以上・・・・・・・・・・1 ポイント

乳製品	D 9	- 以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。 ①目標年度又は2030年度までの乳製品（アイスクリーム、発酵乳等含む）の輸出累計額を補助金額で除した割合（①＝目標年度又は2030年度までの輸出累計額／補助金額） 120%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 115%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 110%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・2 ポイント ②乳製品（アイスクリーム、発酵乳等含む）輸出の額又は量を輸出施設の取り扱う額又は量で除した割合（②＝輸出額（又は輸出量）／取扱額（又は取扱量）） 9 %以上・・・・・・・・・・10 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・8 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント	- 以下の①から⑥までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・5 ポイント ②H A C C P 等認定を取得していること・・・・4 ポイント ③ハラール認証を取得していること・・・・4 ポイント ④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・3 ポイント ⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・2 ポイント ⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・1 ポイント
家畜市場	E 1	家畜市場の再編を図ること・・・・・・・・30 ポイント	- 家畜市場の再編に向けた協議会を設置していること - 都道府県域を超えた再編を計画するもの・・・・5 ポイント - 都道府県内の家畜市場のうち半数以上の再編を計画するもの・・・・・・・・3 ポイント - 都道府県内の家畜市場のうち半数未満の再編を計画するもの・・・・・・・・1 ポイント
家畜市場	E 2	- 家畜市場を合併により統合すること 3 箇所以上又は2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が10,000 頭以上）・・・・・・・・10 ポイント 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が8,000 頭以上）・・・・・・・・8 ポイント 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が7,000 頭以上）・・・・・・・・6 ポイント 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が5,000 頭以上）・・・・・・・・4 ポイント 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が3,500 頭以上）・・・・・・・・2 ポイント	- 受益農家数（家畜の出荷者数） 500 戸以上・・・・・・・・5 ポイント 400 戸以上・・・・・・・・4 ポイント 300 戸以上・・・・・・・・3 ポイント 200 戸以上・・・・・・・・2 ポイント 100 戸以上・・・・・・・・1 ポイント
家畜市場	E 3	- 開催1回当たりの平均取引頭数が250 頭以上。ただし現況を下回る目標及び年間開催回数の削減に起因する平均取引頭数の拡大は認めない。 450 頭以上・・・・・・・・10 ポイント 400 頭以上・・・・・・・・8 ポイント 350 頭以上・・・・・・・・6 ポイント 300 頭以上・・・・・・・・4 ポイント 250 頭以上・・・・・・・・2 ポイント	
家畜市場	E 4	- 開催1回当たりの平均取引頭数が5.0%以上増加。ただし年間開催回数の削減に起因する平均取引頭数の拡大は認めない。 25.0%以上・・・・・・・・5 ポイント 20.0%以上・・・・・・・・4 ポイント 15.0%以上・・・・・・・・3 ポイント 10.0%以上・・・・・・・・2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・1 ポイント	

家畜市場	E 5	・年間開催回数又は日数が 5.0%以上増加。ただし 1 回又は 1 日当たりの平均取引頭数の削減に起因する年間開催回数又は日数の増加は認めない。 25.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
家畜市場	E 6	・年間取引頭数（期待育種価が判明している和子牛の取引に限る。）に占める高資質和子牛の取引頭数の割合が 2.0 ポイント以上増加 10.0 ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント 8.0 ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 6.0 ポイント以上・・・・・・・・ 3 ポイント 4.0 ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0 ポイント以上・・・・・・・・ 1 ポイント	・年間取引頭数（期待育種価が判明している和子牛の取引に限る。）のうち高資質和子牛の割合が 50.0%以上 85.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 60.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 50.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
家畜市場	E 7	・開催 1 回又は 1 日当たりの買参人が 1.0%以上増加 5.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・開催 1 回又は 1 日当たりの買参人数 80 名以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 60 名以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40 名以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20 名以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10 名以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
家畜市場	E 8	・年間延べ運営従業者数を 2.0%以上削減 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
家畜市場	E 9	・牛換算 100 頭当たり取引コストを 1.0%以上削減 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
レンダリング施設	F 1	・レンダリング施設において、飼料向け大臣確認ラインで製造される牛肉骨粉のうち、飼料への仕向け率が 80%以上であること。 ・・・・・・・・ 30 ポイント ※牛由来原料が含まれる肉骨粉はすべて牛肉骨粉とする。	
レンダリング施設	F 2	・牛由来原料の収集範囲が広いこと。 4 つ以上の都道府県から原料を収集・・・・・・・・ 10 ポイント 3 つの都道府県から原料を収集・・・・・・・・ 7 ポイント 2 つの都道府県から原料を収集・・・・・・・・ 4 ポイント 1 つの都道府県から原料を収集・・・・・・・・ 1 ポイント ※北海道に所在する事業実施主体においては、総合振興局・振興局を 1 つの単位とすることができる。	

レンダリング施設	F 3	- 牛肉骨粉の出荷先（飼料メーカー）が多いこと。 6 社以上に出荷・・・・・・・・・・20 ポイント 5 社に出荷・・・・・・・・・・16 ポイント 4 社に出荷・・・・・・・・・・12 ポイント 3 社に出荷・・・・・・・・・・8 ポイント 2 社に出荷・・・・・・・・・・4 ポイント	
レンダリング施設	F 4	- 牛肉骨粉 1 トン当たりの製造コストを削減すること。 5 %以上削減・・・・・・・・・・15 ポイント 4 %以上削減・・・・・・・・・・12 ポイント 3 %以上削減・・・・・・・・・・9 ポイント 2 %以上削減・・・・・・・・・・6 ポイント 1 %以上削減・・・・・・・・・・3 ポイント	- 牛肉骨粉 1 トン当たりの製造コストが 34,500 円/トン未満であること。 ・・・・・・・・5 ポイント
レンダリング施設	F 5	- 飼料として出荷する牛肉骨粉量を増加すること。 300 トン以上増加・・・・・・・・・・15 ポイント 250 トン以上増加・・・・・・・・・・12 ポイント 200 トン以上増加・・・・・・・・・・9 ポイント 150 トン以上増加・・・・・・・・・・6 ポイント 100 トン以上増加・・・・・・・・・・3 ポイント	- 肥料・飼料として出荷している牛肉骨粉量（年間）。 100 トン以上・・・・・・・・・・5 ポイント 90 トン以上・・・・・・・・・・4 ポイント 80 トン以上・・・・・・・・・・3 ポイント 70 トン以上・・・・・・・・・・2 ポイント 60 トン以上・・・・・・・・・・1 ポイント
レンダリング施設	F 6	- 牛由来原料の受入量を増加すること。 2.5%以上増加・・・・・・・・・・15 ポイント 2.0%以上増加・・・・・・・・・・12 ポイント 1.5%以上増加・・・・・・・・・・9 ポイント 1.0%以上増加・・・・・・・・・・6 ポイント 0.5%以上増加・・・・・・・・・・3 ポイント	- 牛由来肉骨粉原料の受入量（年間）。 1,000 トン以上・・・・・・・・・・5 ポイント 750 トン以上・・・・・・・・・・3 ポイント 500 トン以上・・・・・・・・・・1 ポイント

別表 3（都道府県加算ポイント）

別表 2 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

都道府県ポイントの内容	
食肉処理基幹施設整備事業について、当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができることとする。	
国庫交付金の 15%以上	・・・・・・・・15 ポイント
国庫交付金の 10%以上	・・・・・・・・10 ポイント
国庫交付金の 5%以上	・・・・・・・・5 ポイント
食肉処理基幹施設整備事業以外の事業について、当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体又は都道府県以上の区域を対象に活動する団体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができることとする。	
3 億円以上	・・・・・・・・5 ポイント
1 億円以上	・・・・・・・・4 ポイント
5,000 万円以上	・・・・・・・・3 ポイント
1,000 万円以上	・・・・・・・・2 ポイント
おおむね 500 万円以上	・・・・・・・・1 ポイント

別表 4（輸出産地リスト又はフラッグシップ輸出産地連携加算ポイント）

別表 2 から別表 3 までに定めるポイントに加え、食肉処理基幹施設整備事業、家畜市場再編整備支援事業及び肉骨粉利用促進事業以外の事業について、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

輸出産地リスト又はフラッグシップ輸出産地連携加算ポイントの内容
「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合は、2 ポイントを加算できるものとする。
輸出・国際局が定めるフラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号）に基づきフラッグシップ輸出産地の認定を受けた産地の施設整備である場合は、2 ポイントを加算できるものとする。